

令和3年度 議案第4号

建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁横手市長)

令和4年3月24日審議

秋田県都市計画審議会会長

建 住 第 1114 号
令和 4 年 1 月 19 日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

特定行政庁 横手市長 高橋 大



建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく秋田県都市計画審議会への
付議について (依頼)

下記申請者から申請された建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定による建築許可申請に
ついて、その位置が都市計画上支障ないと認められるため、秋田県都市計画審議会への付
議を依頼します。

記

申請者 氏 名 : 株式会社 佐藤組 代表取締役 佐藤 幸徳
住 所 : 横手市大森町上溝字松原 4-41
建築場所 : 横手市大森町十日町字西二ッ森 220-1、221-1、222-1

担当：横手市建設部
建築住宅課 指導係
担当 佐藤
TEL : 0182-35-2224
FAX : 0182-32-4029



付議依頼理由書

- 1 本件処理施設は、一日当たり1,472トンの処理能力を有するがれき類（廃コンクリート）の破碎施設です。
- 2 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第7条第八の二号に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法（以下「法」という。）第51条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなります。
→参考①
- 3 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第51条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模も超えていることから、法第51条ただし書きに基づき許可申請がなされたものです。
→参考②
- 4 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第15条第1項第五号、同施行令第9条第2項第七号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となります。
→参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものです。

参考①

建築基準法第51条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあっては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第130条の2の2（位置の制限を受ける処理施設）

（抜粋）

法第51条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。

二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。）

イ 廃棄物処理法施行令第7条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物処理法施行令第7条（産業廃棄物処理施設）

（抜粋）

八の二 第2条第二号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じたものに限る。）又はがれき類の破碎施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

参考②

建築基準法施行令第130条の2の3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）

（抜粋）

法第51条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

一～六(略) 制限の緩和に該当する項目なし

参考③

都市計画法第15条（都市計画を定める者）

（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令第9条（都道府県が定める都市計画）

（抜粋）

2 法第15条第1項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設

申請理由書

株式会社佐藤組
代表取締役 佐藤幸徳

1. 会社の事業概要

弊社は建設業及び産業廃棄物収集運搬業を営む会社である。

建設業では公共施設、民間施設、一般住宅の解体工事をメインとしており、他に河川の浚渫工事、建設現場の架設工事、除雪事業も併せて営んでいる。

産業廃棄物収集運搬業では、自社施工の解体工事により発生した産業廃棄物の分別、分別した廃棄物を横手市及び近郊の廃棄物処理施設への運搬を行っている。また、他社から依頼を受けた廃棄物を処理施設への運搬も行っている。

2. 申請理由

① がれき類（廃コンクリート類）のリサイクル

解体工事により発生する産業廃棄物のうち、がれき類を自社施設へ運搬し、自社施設でクラッシャーラン（RC-80）に加工し製品化することにより、がれき類のリサイクルが達成される。

② 横手市のがれき類処理施設の現状

横手市では横手駅東口の再開発や、建築耐用年数を迎える建物の建替えに伴う解体工事が増加傾向にある。処理施設を保有する建設業者が大規模な解体工事を請け負った際、その工事で発生するがれき類の処理のため、受け入れを一時的に停止するという連絡が届くようになった。

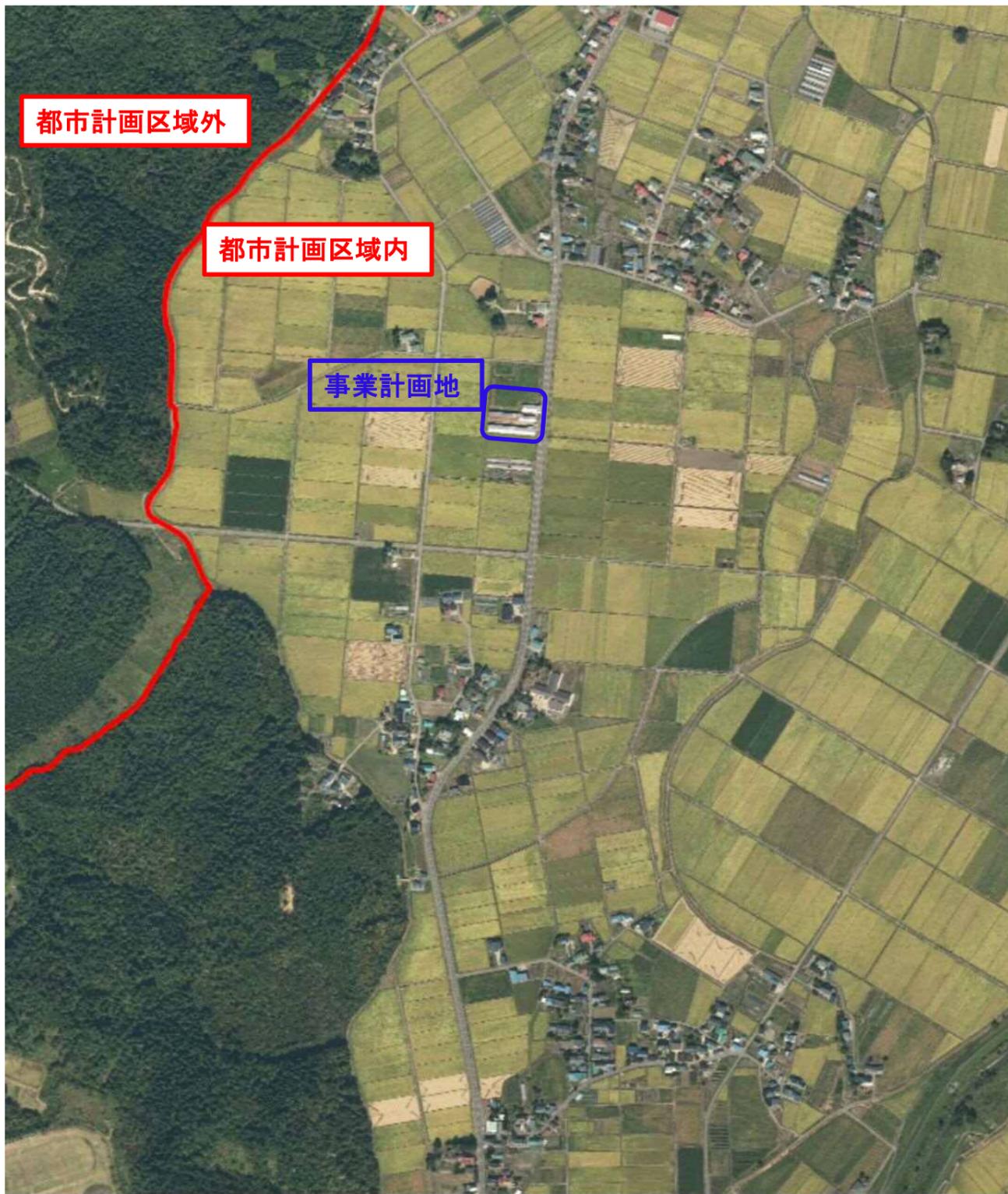
横手市の処理施設は市東側（横手地域）に4施設あり、今回弊社が計画している市西側には2施設ある。市西側の2施設とも建設業者が保有する処理施設であるため、今後も一時的に受け入れを停止することも考えられる。

また、横手市の人口千人当たりのがれき類の処理施設の件数は約0.08件であり、仙北地域では約0.12件、雄勝地域では約0.09件となっている。したがって、近隣地域のがれき類の処理施設と比較しても、横手市は処理施設が少ない地域である。

弊社では、がれき類の処理施設を建設することにより、円滑なりサイクル社会の形成に尽力したいと考えている。

事業計画概要書

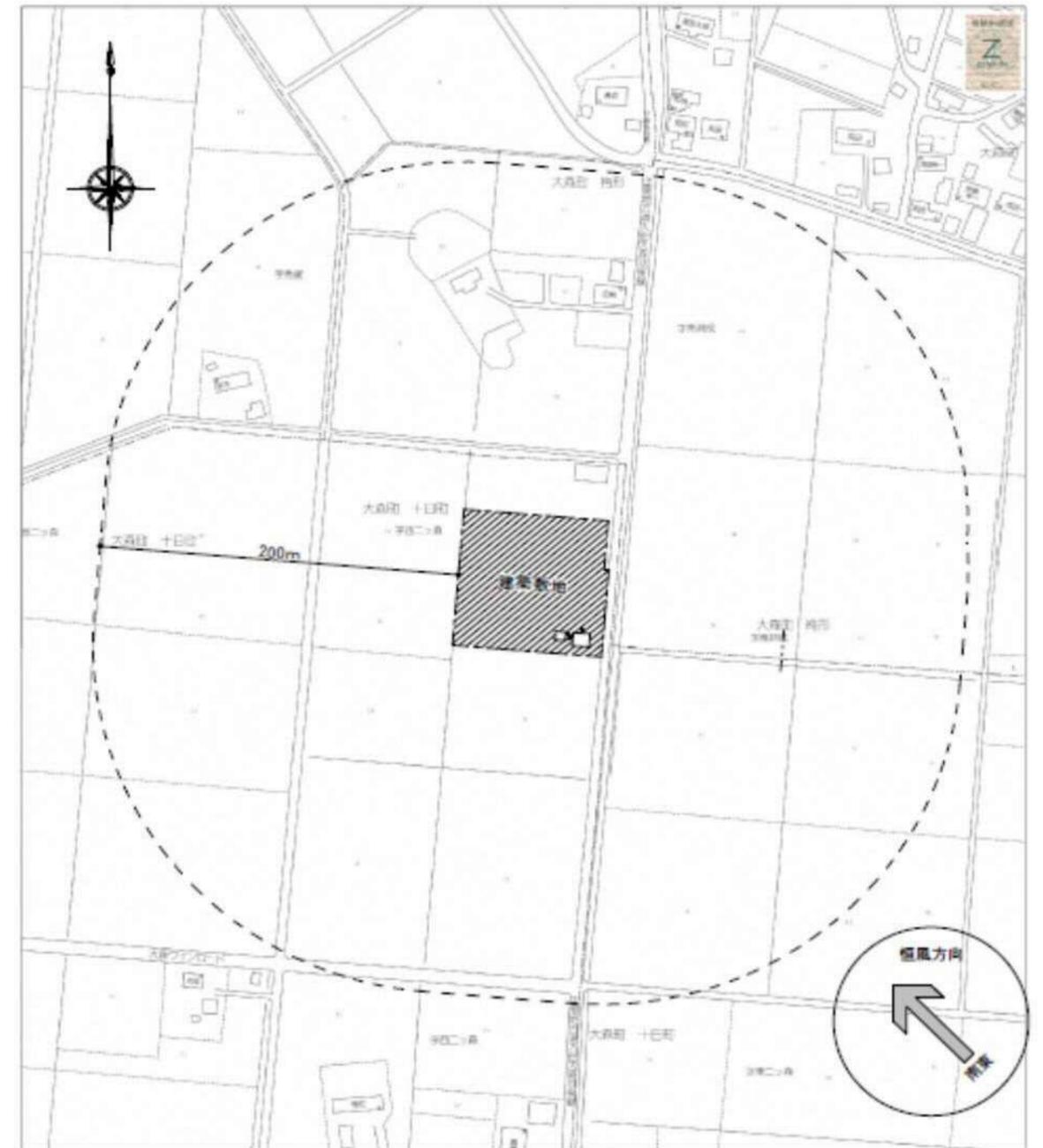
区分	その他（破碎）	
廃棄物の種類	がれき類（廃コンクリート）	
施設の設置場所	秋田県横手市大森町十日町字西ニッ森 220番1、221番1、222番1	
処理方法	破碎選別	
処理能力	1,472 t / 日	
稼働時間	8時00分～17時00分 (昼休憩：12時00分～13時00分)	
保管施設	保管場所の面積	960 m ²
	保管場所の能力	容量：1,749.3 m ³ 重量：2,588.5 t 最大保管高：4 m
	保管方法	屋外保管
	保管期間	最大処理能力の1.76日
中間処理後の廃棄物の種類及び処分方法	クラッシャーラン（RC-80） 再生利用	
公害防止対策	排水の処理方法	産業廃棄物の処理に伴う汚水の発生はない。 事業場内の雨水は沈殿槽に導入して懸濁分を除去した後公共用水路に放流する。
	排ガスの処理方法	破碎機の原動機は低公害型破碎機の認定を受けた製品であり周辺の生活環境に与える影響は非常に軽微である。
	飛散・流出防止措置	破碎機に散水設備を装置し、必要に応じて散水することにより廃棄物の飛散・流出を防止する。
	騒音・振動防止措置	施設を3mの万能鋼板で囲うことにより騒音の拡散を防止する。 早朝や夜間の操業は行わない。
	地下浸透防止措置	処理前の産業廃棄物は不浸透性の床の上に保管することにより、廃棄物に接触した雨水の地下浸透を防止する。
	悪臭・害虫防止措置	取り扱う廃棄物の種類より、悪臭や害虫が発生するおそれはないと考えられるが、万一の発生の場合、原因物質の除去や薬剤の散布等必要な措置を講ずる。



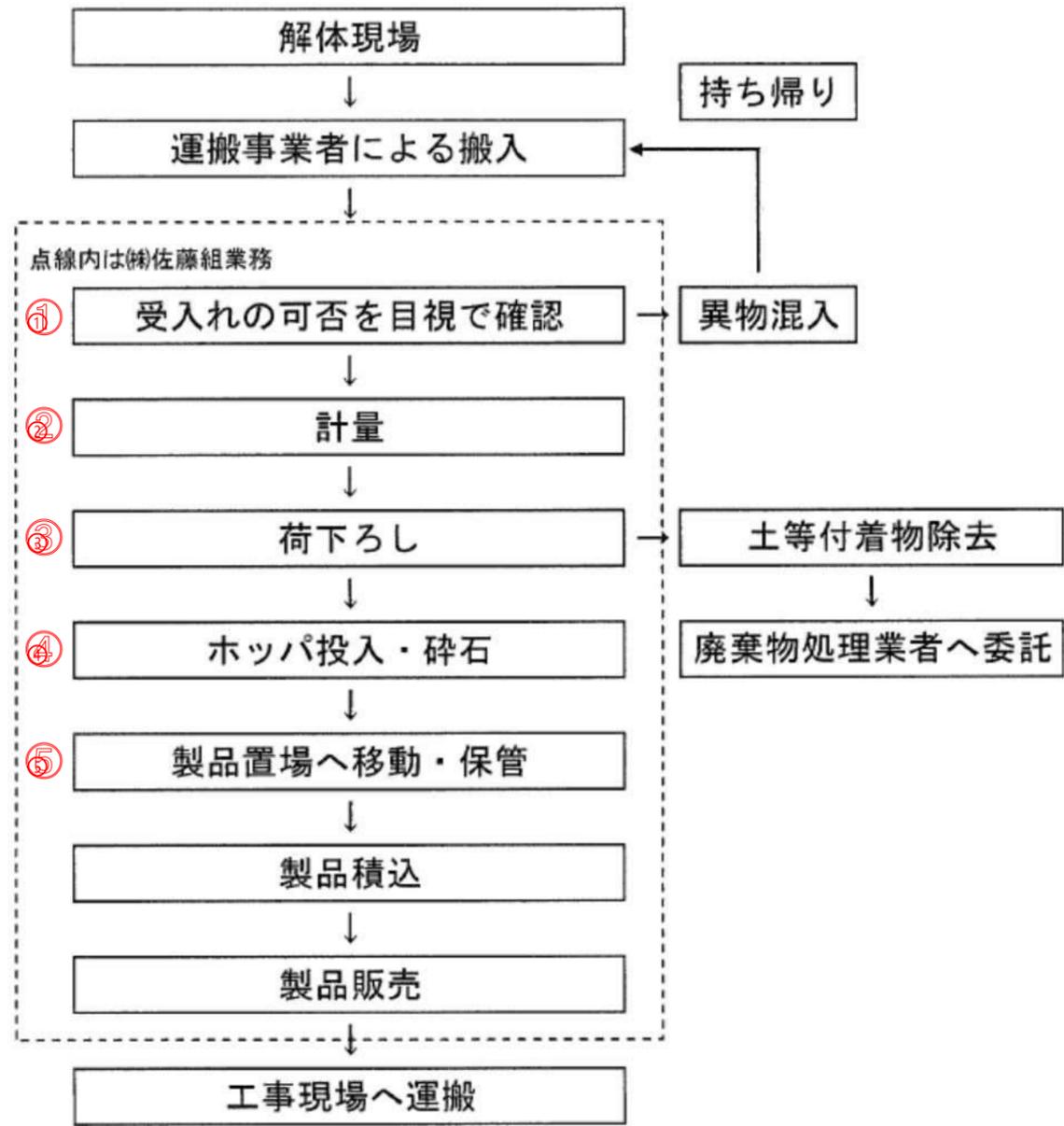
0 400m

1/10000

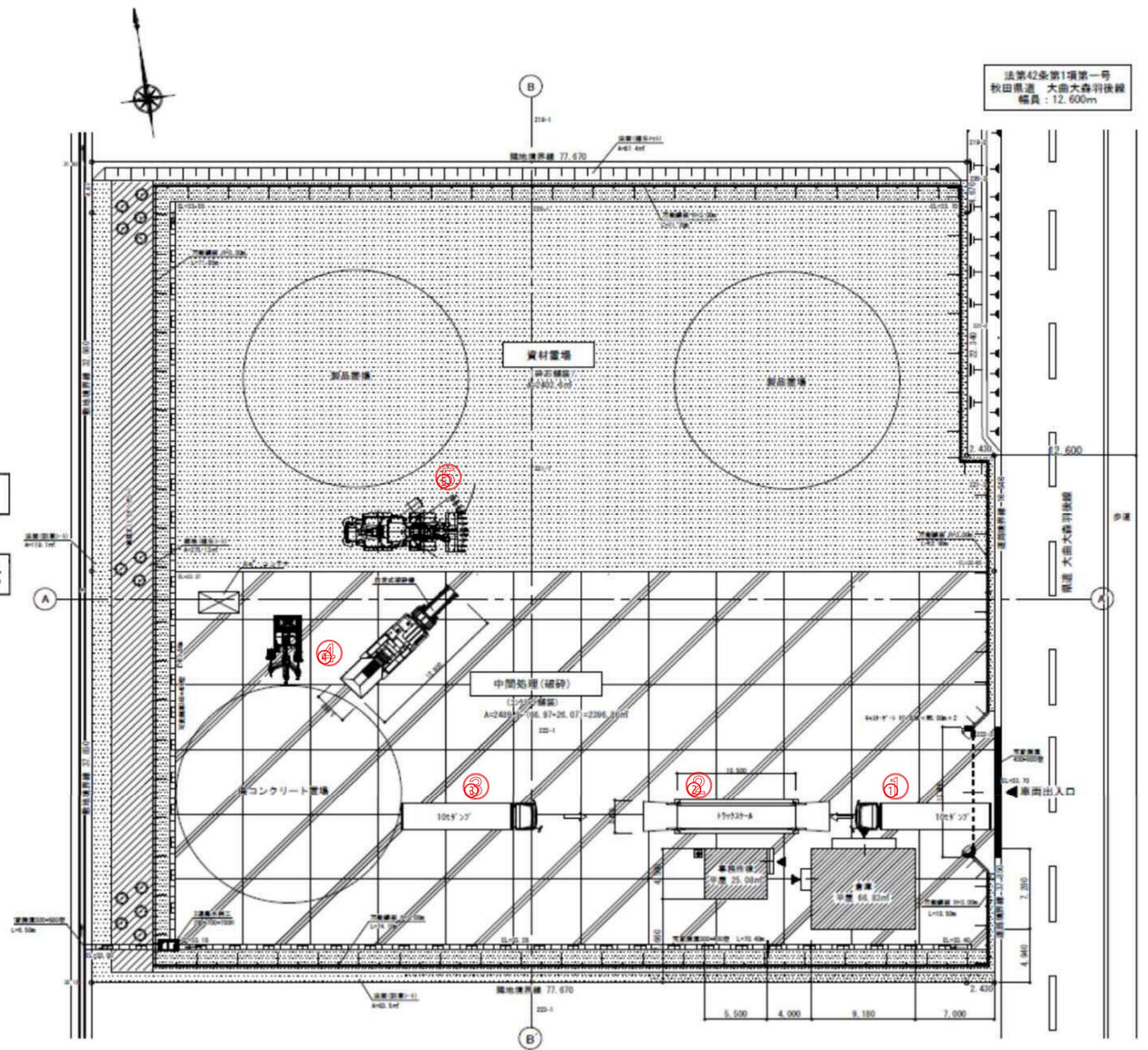
案内図 S=1/10,000



付近見取図(周囲200m) S=1/5,000



廃コンクリート処理フロー



配置図 S=1/600

許可申請書（建築物）
（第一面）

建築基準法第51条第1項の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、
事実と相違ありません。

特定行政庁 様

令和 4年 1月 6日

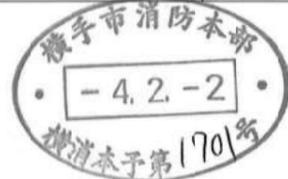
申請者氏名 株式会社 佐藤組
代表取締役 佐藤 幸徳

【1.申請者】
 【イ.氏名のフリガナ】 カシカイヤ サトウミ タクホトリシマリヤ サトウ ユキリ
 【ロ.氏名】 株式会社 佐藤組 代表取締役 佐藤 幸徳
 【ハ.郵便番号】 013-0552
 【ニ.住所】 秋田県横手市大森町上溝字松原4-41
 【ホ.電話番号】 0182-23-6070

【2.設計者】
 【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 278561 号
 【ロ.氏名】 佐藤 時彦
 【ハ.建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (秋田県知事) 知事登録第21-10A-0158号
 株式会社 近建築設計事務所
 【ニ.郵便番号】 019-0503
 【ホ.所在地】 秋田県横手市十文字町西原一番町8番地
 【ヘ.電話番号】 0182-42-1388

※手数料欄 ¥160,000-

※受取欄市役所 受付 - 4. 1. 6 日	※消防関係同意欄 同意第 134 号 4. 2. - 8 横手市消防長	※決裁欄	※許可番号欄 年 月 日 第 号 係員氏名
※公告欄 年 月 日 第 号 係員氏名	※公開による意見の 聴取の期日欄 年 月 日 第 号 係員氏名	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画 審議会又は市町村都 市計画審議会 年 月 日 第 号 係員氏名



建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】 秋田県横手市大森町十日町字西ニッ森220-1、221-1、222-1

【2.住居表示】

【3.防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4.その他の区域、地域、地区又は街区】 田園保全型 法22条区域

【5.道路】
 【イ.幅員】 12.600m
 【ロ.敷地と接している部分の長さ】 12.000m

【6.敷地面積】
 【イ.敷地面積】 (1) (5,982.50㎡) () () ()
 (2) () () () ()
 【ロ.用途地域等】 (指定なし) () () ()
 【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
 (200%) () () ()
 【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
 (70%) () () ()
 【ホ.敷地面積の合計】 (1) 5,982.50㎡
 (2)
 【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%
 【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70%
 【チ.備考】

【7.主要用途】 (区分08620) リサイクルセンター (がれき類の粉碎施設)

【8.工事種別】
新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9.建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ.建築面積】 (91.91㎡) () (91.91㎡)
 【ロ.建蔽率】 1.54%

【10.延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
 【イ.建築物全体】 (91.91㎡) () (91.91㎡)
 【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
 () () ()
 【ハ.エレベーターの昇降路の部分】
 () () ()
 【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
 () () ()
 【ホ.自動車車庫等の部分】 () () ()
 【ヘ.備蓄倉庫の部分】 () () ()
 【ト.蓄電池の設置部分】 () () ()
 【チ.自家発電設備の設置部分】
 () () ()
 【リ.貯水槽の設置部分】 () () ()
 【ヌ.宅配ボックスの設置部分】
 () () ()
 【ル.住宅の部分】 () () ()
 【ワ.老人ホーム等の部分】
 () () ()
 【ヰ.延べ面積】 91.91㎡
 【カ.容積率】 1.54%

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 2

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

【12. 工事着手予定年月日】 令和4年4月1日

【13. 工事完了予定年月日】 令和4年5月31日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】 1

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 鉄骨造 (プレハブ造)

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 3.169m

【ロ. 最高の軒の高さ】 3.047m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1階)	(08470)	(事務所)	(25.08㎡)	()	(25.08㎡)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08470)	(事務所)	(25.08㎡)	()	(25.08㎡)	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	
()	()	()	()	()	

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】 2

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 鉄骨造 (プレハブ造)

【4. 高さ】
【イ. 最高の高さ】 4.542m
【ロ. 最高の軒の高さ】 4.415m

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1階)	(08520)	(倉庫)	(66.83㎡)	()	(66.83㎡)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	(08520)	(倉庫)	(66.83㎡)	()	(66.83㎡)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

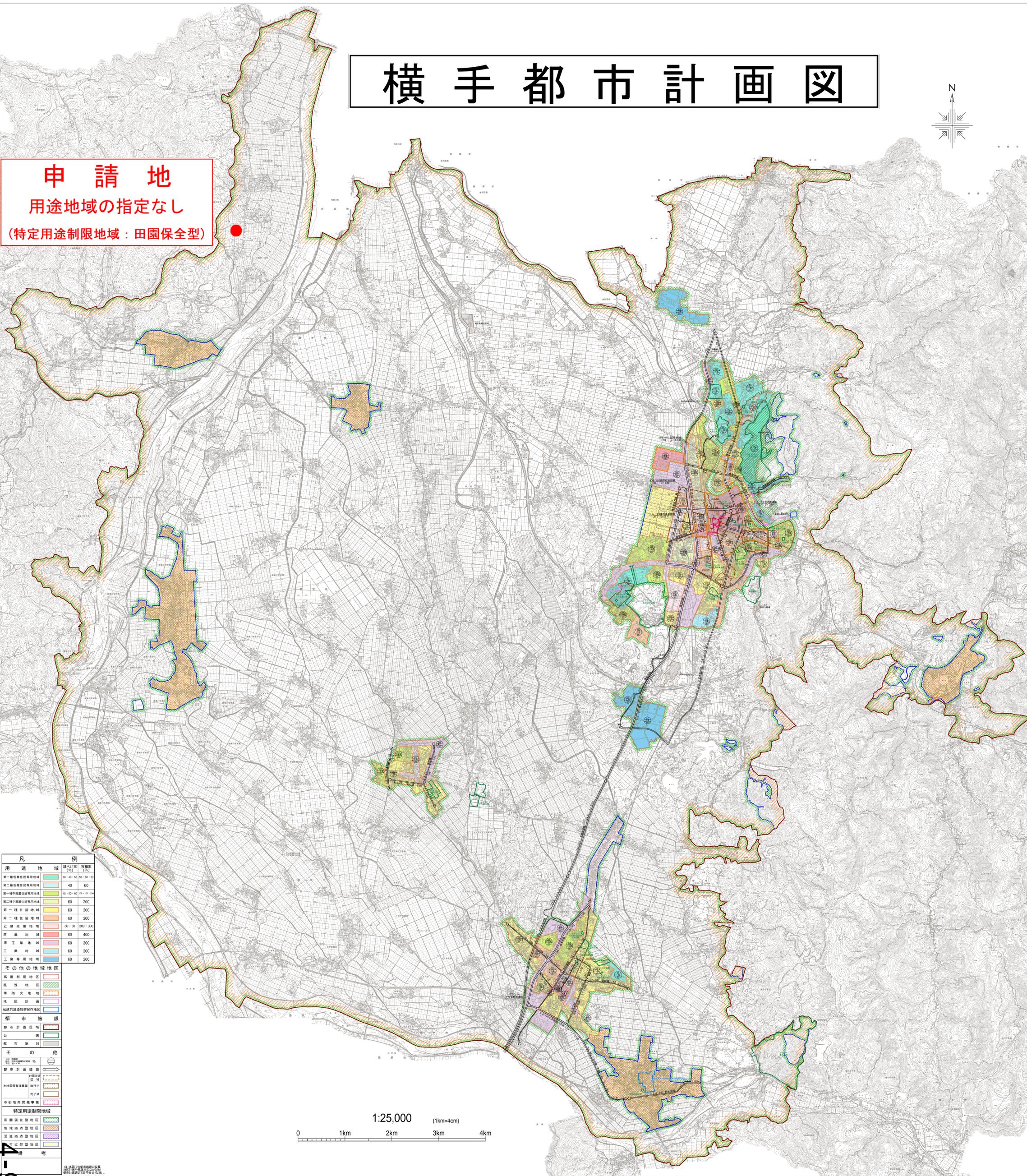
【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

横手都市計画図



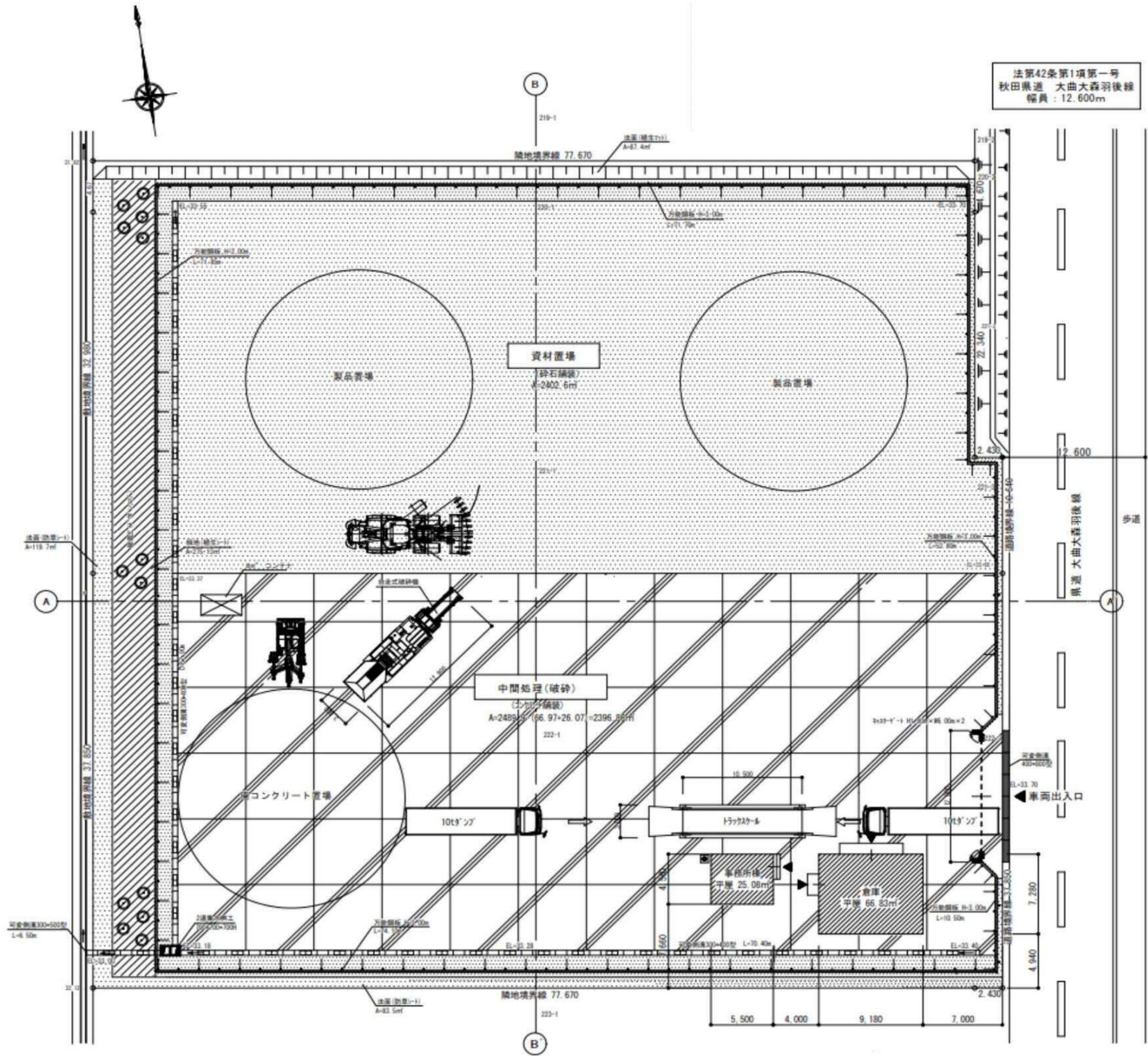
申請地
用途地域の指定なし
(特定用途制限地域：田園保全型)



凡 例	
用途地域	建ぺい率 容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	30・40・50 50・60・80
第二種低層住居専用地域	40 60
第一種中高層住居専用地域	40・50・60 100・100・100
第二種中高層住居専用地域	60 200
第一種住居地域	60 200
第二種住居地域	60 200
近隣商業地域	80・80 200・300
商業地域	80 400
準工業地域	60 200
工業地域	60 200
工業専用地域	60 200
その他の地域地区	
高度利用地区	
風致地区	
準防火地域	
地区計画	
伝統的建造物群存地区	
都市施設	
都市計画区域	
公園	
都市施設	
その他	
河川	
道路	
都市計画道路	
計画決定区域	
土地収用権取得区域	
完了済	
申請地	
特定用途制限地域	
田園保全型	
地域拠点型	
沿道拠点型	
近郊型	

1:25,000 (1km=4cm)
0 1km 2km 3km 4km

法第42条第1項第一号
秋田県道 大曲大森羽後線
幅員：12.600m



配置図 S=1/500

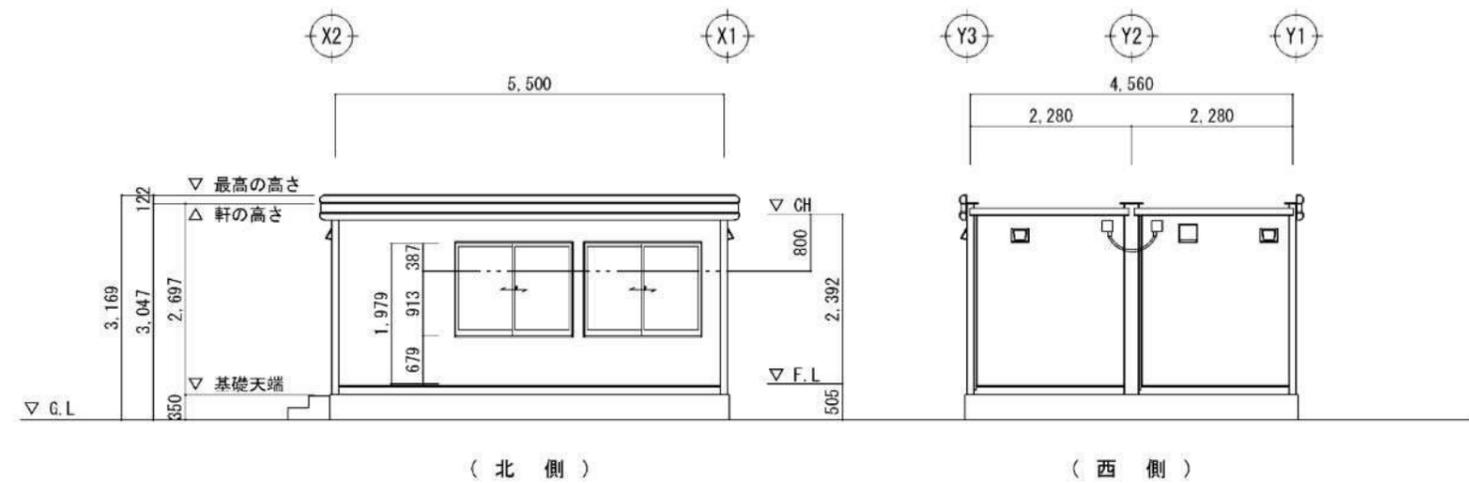
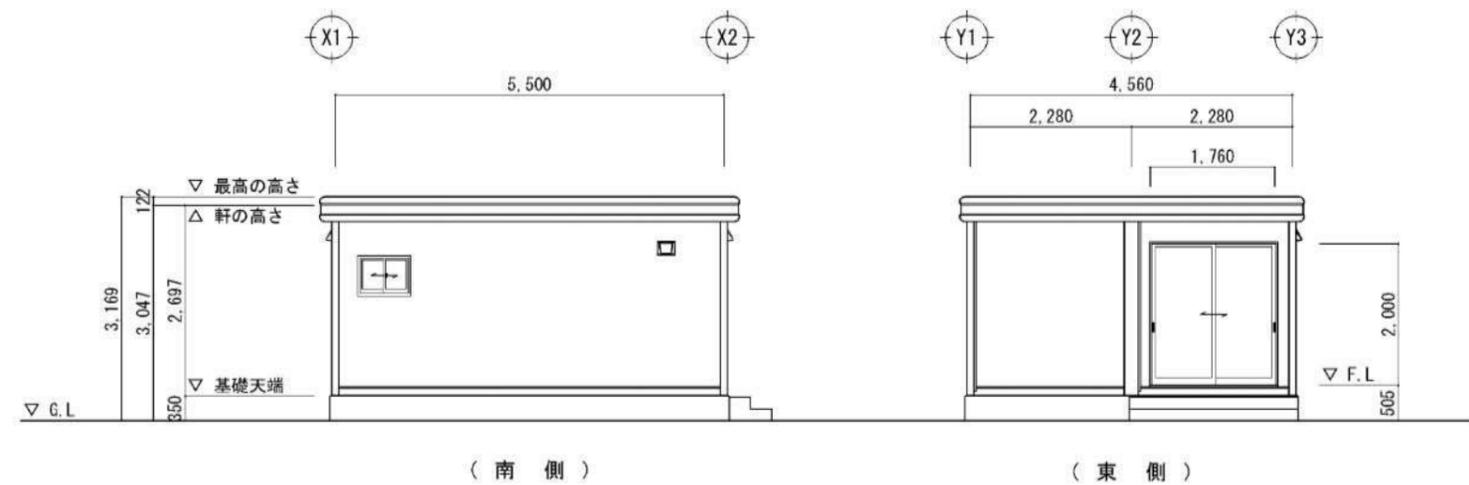
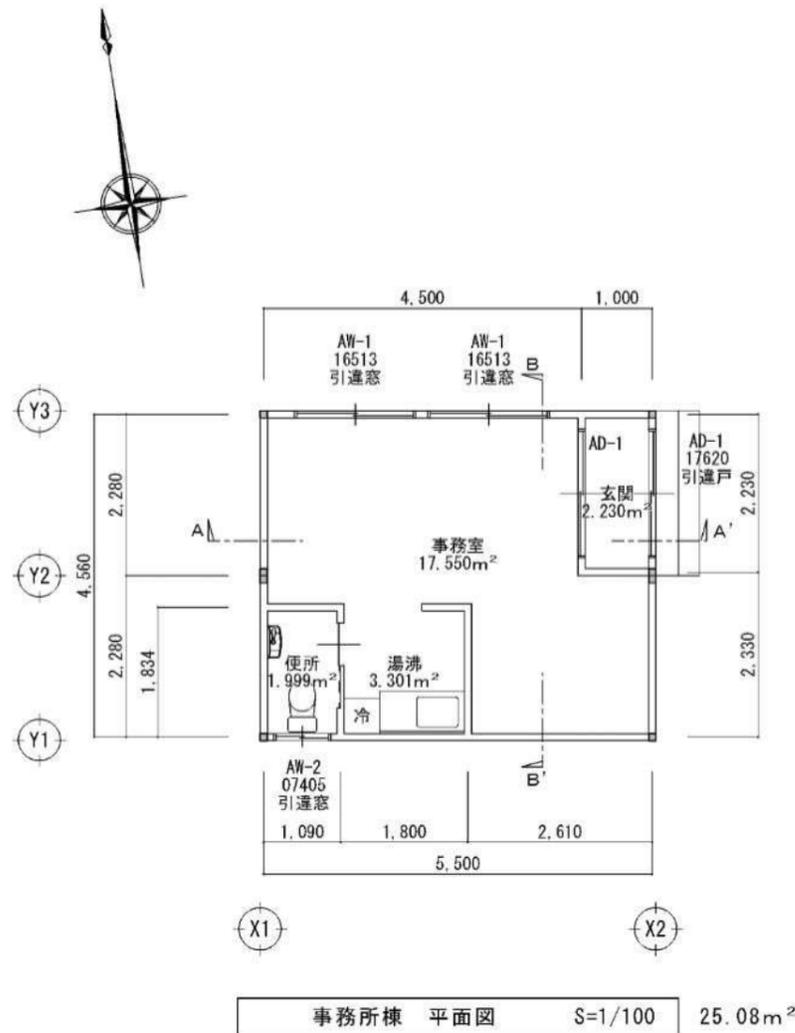
外部仕上表

根廻り	コンクリート打放し (B種)	軒天	—
外壁	厚15 金属製サイディング	屋根	厚0.35 長尺カラー鋼板 立平葺き
開口部	アルミサッシ	その他	軒樋：鋼製雨樋、壁樋：30°角樋 天井断熱材：厚50 グラスウール (10kg/m ³)、壁断熱材：厚50 グラスウール (10kg/m ³)
扉隠し	幕板 (ガルバリウム塗装鋼板)		

内部仕上表

室名	床	床高	幅木	壁	天井	廻縁	天井高	備考
玄関	厚2 防滑シート (下地 厚12+12 塗装合板)	GL+505	木製化粧巾木 H=60	厚4 化粧合板	厚4 化粧合板	木製化粧巾木 H=30	2.392	
事務室	厚12+12 塗装合板	GL+505	木製化粧巾木 H=60	厚4 化粧合板	厚4 化粧合板	木製化粧巾木 H=30	2.392	
湯沸室	厚12+12 塗装合板	GL+505	木製化粧巾木 H=60	厚4 化粧合板	厚4 化粧合板	木製化粧巾木 H=30	2.392	流し台
便所	厚12+12 塗装合板	GL+505	木製化粧巾木 H=60	厚4 化粧合板	厚4 化粧合板	木製化粧巾木 H=30	2.392	洋式便器、紙巻器

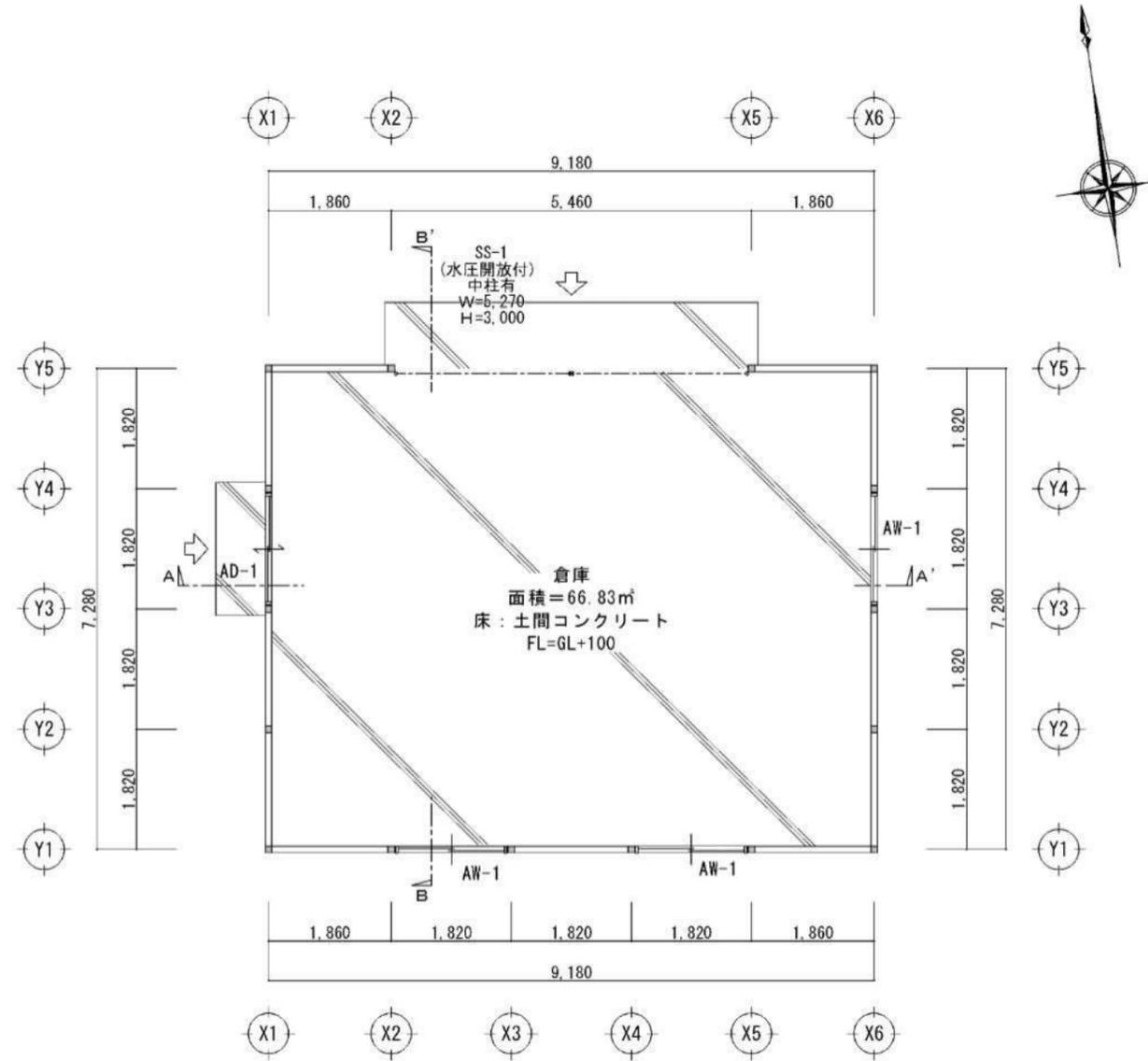
※内装建材はF☆☆☆☆を使用すること。



事務所棟 立面図 S=1/100

内部仕上表

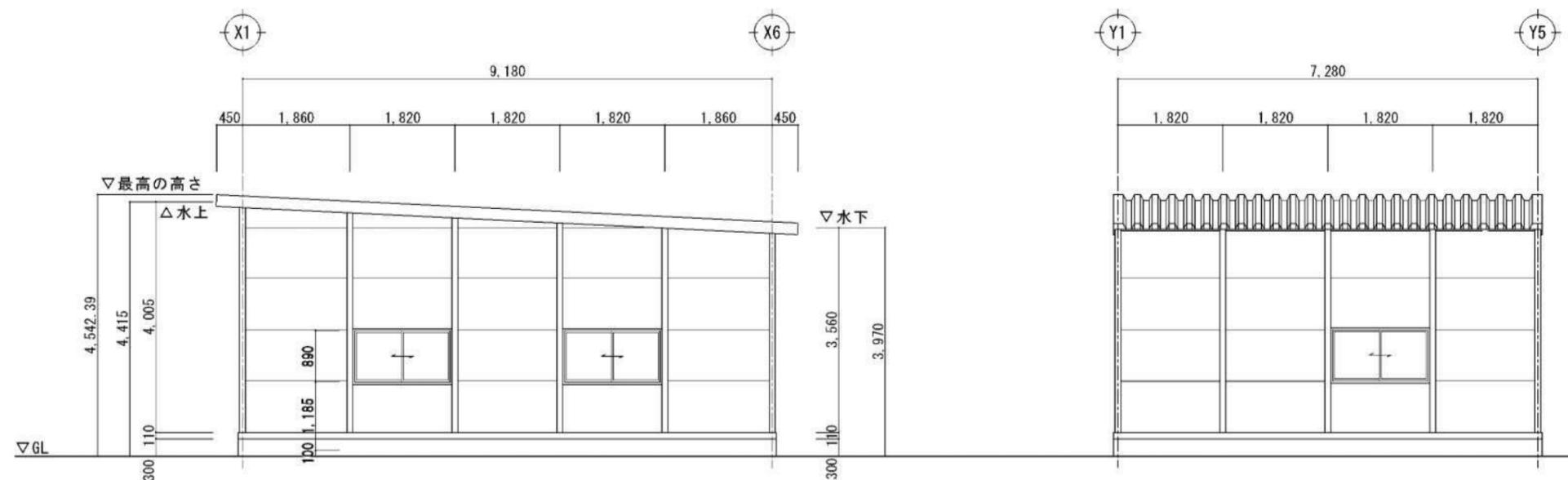
室名	床	床高	幅木	壁	天井	天井高	備考
倉庫	コンクリート金こて押え	GL+100	基礎コンクリート 現し	厚2.3 ラワン合板	折板あらかし	—	



倉庫棟 平面図 S=1/100 66.83m²

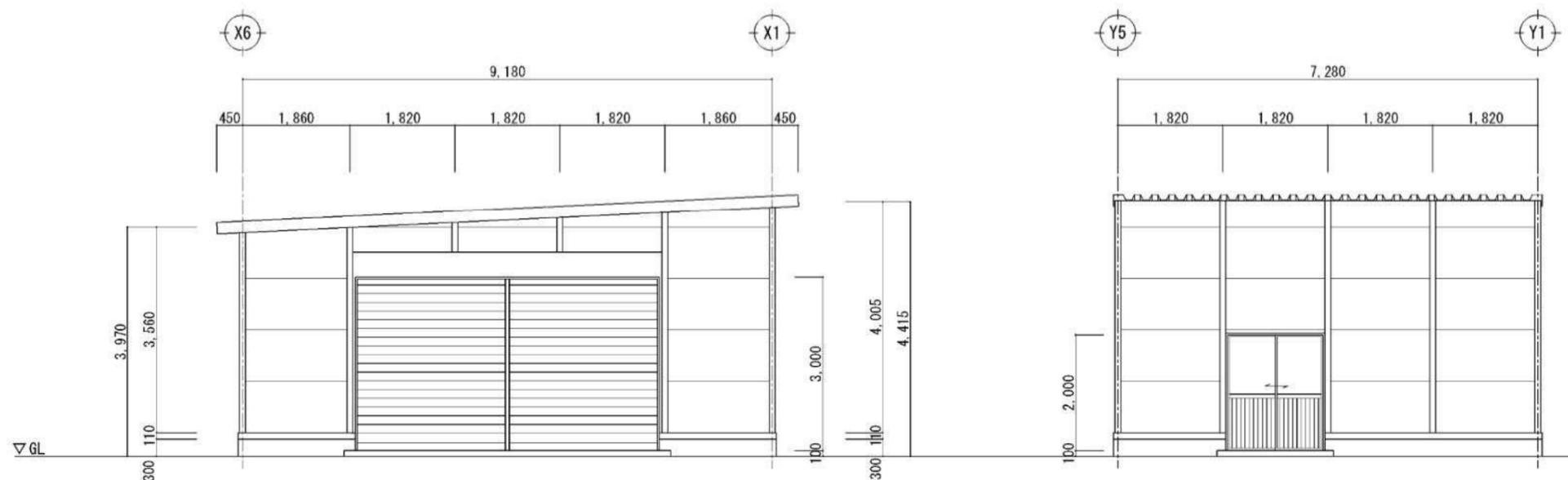
外部仕上表

根 廻 り	コンクリート打放し (B種)	軒 天	—
外 壁	厚15 金属製サイディング	屋 根	厚0.8 ガルバリウム鋼板 折板葺き (ハゼ300-H90)
開 口 部	アルミサッシ、スチールシャッター	そ の 他	
け ら ば	厚0.8 ガルバリウム鋼板		



(南 側)

(東 側)



(北 側)

(西 側)

倉庫棟 立面図 S=1/100

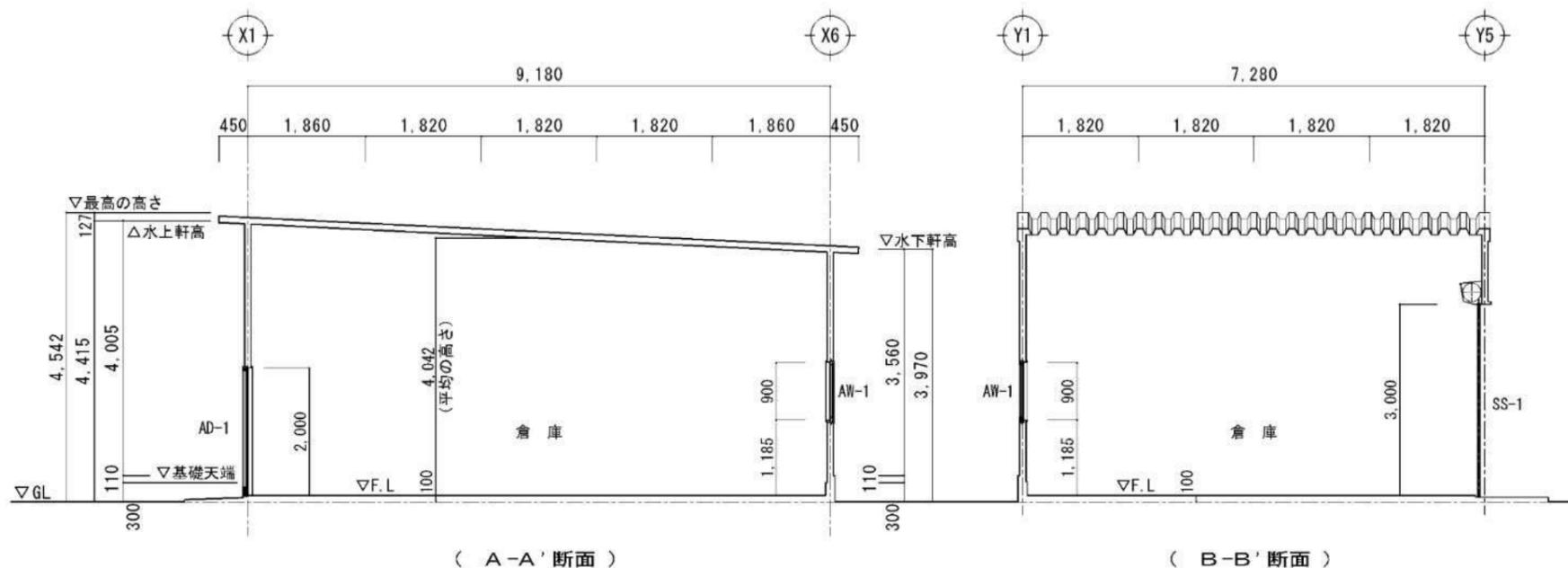
<p>近 建築設計事務所 <small>株式会社 近 建築設計事務所 代表取締役 近 浩一</small> <small>〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1</small></p>	<p>工 事 名</p> <p>株式会社佐藤組 リサイクルセンター新築工事</p>	<p>縮 尺</p> <p>1/100</p>	<p>内 容</p> <p>倉庫棟 立面図</p>	<p>図 番</p> <p>08</p>	<p>日 付</p> <p>R.3.10</p>	<p>製 図 者</p> <p>A</p>

[建 具 表]

符号・室名・数量	① AD 倉庫 数量 1	① AW 倉庫 数量 3	① SS 倉庫 数量 1
姿 図			
型 式	引き違い戸	引き違い窓	軽量スチールシャッター (手動)
見 込	70	70	
材質・仕上	アルミ	アルミ	カラー鋼板 t=0.5
硝 子	FL3、7mm複合パネ	FL3	
金 物	鍵、付属金物一式	クレセント、付属金物一式	水圧開放装置、ケース、座板、ブラケット、手掛け、ワッ棒、付属金物一式

[開口部の法規チェック]

床面積 66.83m ²	必要開口面積 (m ²)	有効開口面積 (m ²)				
		建具記号	開口部面積	係数	数量	有効開口面積
消防法 無窓階判定	(床面積/30) 2.228	AW-1	1.650 × 0.890		× 3	= 4.405
		AD-1	1.650 × 2.000		× 1	= 3.300
		SS-1	5.270 × 3.000		× 1	= 15.810
		計				23.515



倉庫棟 断面図 S=1/100

敷地周辺状況写真

